

羽保障第 7 4 5 5 号

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

羽曳野市移動支援事業委託事業者 代表者 様
事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部
障害福祉課長

羽曳野市移動支援事業ガイドラインの改訂について（通知）

平素より本市の障害福祉業務につきまして、格別のご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 8 号の規定に基づき実施している移動支援事業について、下記のとおり一部運用を変更し、羽曳野市移動支援事業ガイドラインを改訂しましたのでお知らせします。

記

1. 変更内容

- (1) これまで施設入所者の利用を認めていませんでしたが、帰省時の施設と自宅の往復および帰省中の自宅発着の外出に限り、原則月 10 時間を限度として可能とします。
- (2) 以下のとおり、標準支給量（上限とする目安）を設定します。

対象者	標準支給量
障害者	5 0 時間／月
障害児（高校生・中学生）	3 0 時間／月
障害児（小学生 概ね小学 4 年生以上）	1 5 時間／月

※ 2 人派遣の対象者は、標準支給量に 2 を乗じた支給量を標準支給量とする。

※ 障害児のみ夏休み等の長期休暇時は、標準支給量に 1. 5 を乗じた支給量を標準支給量とする。

【経過措置】

平成 31 年 4 月の時点で既に移動支援事業をご利用中の方で、本ガイドラインの標準支給量を超過している方については、平成 31 年 4 月以降の支給決定時に実情に即して支給量等の調整をすすめます。

2. 改訂後のガイドライン

「羽曳野市移動支援事業ガイドライン 平成 31 年 4 月改訂版」は本市ウェブサイトの以下のページに掲載する予定です。

https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/syougai_fukushi1/annai/8238.html

3. 適用開始年月日 平成 31 年 4 月 1 日

羽曳野市保健福祉部障害福祉課
制度・事業者指導担当
Tel072-958-1111(内線：1211)
Fax072-957-1238
E-mail:syogaifukushi@city.habikino.lg.jp